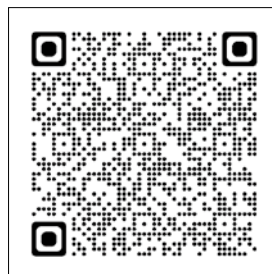


「東海村産業振興ビジョン(案)」への ご意見をお寄せください

公表期間が延期(時期未定)になりました

※詳細は、村公式ホームページ
(ID検索で「10290」と入力)
をご覧ください。



村公式HP▶

(ページID 10290)

策定の参考とするとともに、匿名での公表を予定しています。

問い合わせ▼産業政策課産業政策推進担当 (☎282-1711 内線1267)

ご存じですか？

柔道整復師(整骨院・接骨院)・鍼灸師の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)による施術には、健康保険などが適用される場合とされない場合があります。また、はり・きゅう・マッサージに保険の適用を受ける場合には、医師の同意が必要です。保険適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術を受ける前にきちんと確認して、正しく施術を受けましょう。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1172)



柔道整復師にかかる場合

【保険が適用されます】

- ▽打撲、捻挫▽挫傷(肉離れなど)
- ▽骨折・脱臼の応急処置 ※緊急時以外や応急手当後の施術には医師の同意が必要です。

【保険が適用されません】※全額自己負担となります。

- ▽単なる肩凝りや筋肉疲労
- ▽脳疾患後遺症などの慢性病
- ▽神経痛(リウマチ、慢性関節炎など)
- ▽加齢による腰痛、五十肩の痛み
- ▽病気による凝りや痛み
- ▽スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

はり・きゅうを受ける場合

【保険が適用されます】※医師の同意書が必要です。

- ▽神経痛▽リウマチ
- ▽頸腕症候群▽五十肩▽腰痛症
- ▽頸椎捻挫後遺症

マッサージを受ける場合

【保険が適用されます】※医師の同意書が必要です。

- ▽筋まひ…筋肉がまひして自由に動けないような症状
- ▽関節拘縮…関節が硬くて動きが悪い症状

■ 保険適用外の施術には「はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券」をご利用ください

村では、70歳以上の方に、村で登録している施術所において利用できる「はり・きゅう・マッサージ等施術費助成券」を交付しています。この助成券は、保険適用外の施術の場合に限り利用可能です。※詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1136)